

## たかろばカフェ（認知症カフェ）実施要綱

### （目的）

第1条 認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集うことが可能な交流の場を提供することによって、認知症への理解、普及啓発、その家族の介護負担の軽減を図り、認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 足利市内において、認知症カフェを市が委託又は、市が承認し認知症地域支援推進員が実施する場合は、「たかろばカフェ」という名称を使用するものとする。

### （実施主体）

第3条 実施主体は足利市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる個人又は団体へ、これを委託することができる。

### （対象者）

第4条 この事業の対象となる者は、市内に住所を有する認知症の人及びその家族並びに地域住民とする。

### （事業内容）

第5条 次の全ての内容を満たすこととする。

- (1) 認知症カフェの開設
- (2) 認知症の人及びその家族に対する支援
- (3) 認知症の普及啓発や地域での支え合いの推進
- (4) レクリエーションや食事、勉強会等を通じた交流機会の提供

### （実施形態）

第6条 次のいずれかの内容を満たすこととする。

- (1) 市内商業施設等と共催し、認知症の普及啓発活動を目的として開催するもの。  
開催頻度は概ね年1～2回とする。  
実施にあたっては、委託元である足利市やそれに係る関係機関と協議し、開催する。
- (2) 市内社会福祉法人等と連携し、認知症の本人とその家族、地域住民がつどい、居場所づくりを目的とし開催するもの。  
開催頻度は定期的な開催とする。  
実施にあたっては、委託された社会福祉法人等が主体となり、実施する。
- (3) その他、関係機関と連携し開催するものとし、開催頻度は不定期とする。  
実施にあたっては、委託元である市やそれに係る関係機関と協議し、開催する。

(助成金の額)

第7条 市は、前項の(1)及び(2)において、開催に係る経費として、一団体につき、当該年度10万円を上限とし、予算の範囲内で助成する。

2 前項の(3)においては、助成等は行なわず、認知症地域支援推進員が実施先に出向き、相談支援を実施する。

(実施場所)

第8条 事業の実施は、適切な運営ができると認められる施設を定めて行う。ただし、前項の(1)及び(3)に規定する開催を行う場合は、認知症地域支援推進員が委託先(実施主体)となり、足利市内で実施するものとする。

(利用料金)

第9条 事業の利用に係る料金は、無料とする。ただし、受託者は、食糧費その他の実費については、利用者の負担とすることができる。差額分については、受託者の社会貢献活動として負担する。

(人員の配置)

第10条 事業の実施にあたっては、認知症の人及びその家族からの相談に対応できる人員(保健師等、社会福祉士等、精神保健福祉士又は認知症に関する専門的知識を有し、かつ相談業務に従事した経験を持つ者)を1名以上配置すること。

(委託事業者の責務)

第11条 この事業を委託により実施する場合において、委託事業者は、当該事業が適切に行われるよう、足利市、地域包括支援センター等と連携して行うものとする。

(秘密保持の義務)

第12条 事業に携わる者は、認知症の人及びその家族のプライバシーを尊重するとともに、正当な理由なく、その業務に関し知り得た個人情報をその他の秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

第13条 この要綱の定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。